

【複数の実務経験証明書が必要な時は、この様式を複数枚用意して、それぞれに記載してください。】

## 令和8年度 主任介護支援専門員研修 実務経験証明書

令和 年 月 日

所在地

法人等団体名

代表者氏名

㊞

(法人㊞、事業所㊞のみ可)

作成担当者氏名

(作成担当者 連絡先

- - )

※内容確認のために、電話連絡  
する場合がございます。

下記の者は、標記研修の受講を申し込むにあたり、次のとおり介護支援専門員として従事した期間を有することを証明します。

フリガナ	生 年 月 日										
申込者 氏名	昭和・平成			年 月 日生							
介護支援専門員登録番号	職種（配置） ※地域包括支援センター勤務の方のみ記載										
事業所名	事業所番号										
所在地	〒 -										
専任（常勤かつ専従） の介護支援専門員 として従事した期間 ※管理者との兼務期間 を含む	①	年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
		年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
		年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
	②	①の内、産休・育休・休職などにより業務に従事しなかった期間 年 月 日～ 年 月 日まで（ 年 か月）									
	③	実務従事期間 ① - ② （ 年 か月）									
管理者以外との兼務 の介護支援専門員とし て従事した期間 兼務した職名	①	年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
		年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
		年 月 日～		年 月 日まで（		年 か月）					
	②	①の内、産休・育休・休職などにより業務に従事しなかった期間 年 月 日～ 年 月 日まで（ 年 か月）									
	③	実務従事期間 ① - ② （ 年 か月）									

※通算した従事期間は、1か月に満たない端数は切り捨ててください。

※勤務期間については、**令和8年3月31日まで**のものを記載してください。

※必ず「介護支援専門員の実務経験の定義等について」をご確認いただき、ご記入ください。

## 《介護支援専門員の実務経験の定義等について》

### 1 介護支援専門員の実務経験

下記の事業所又は施設において『介護支援専門員として介護サービス計画書の作成を含む一連のケアマネジメントを行う』ことを指します。

下記の事業所又は施設で就労していたとしても、単に要介護認定の調査業務のみを行っている場合や、利用者・サービス提供事業者との連絡調整のみを補助的に行う等、介護サービス計画書の作成を行っていない場合は、実務経験として認められません。

#### ＝事業所・施設一覧＝

- ①居宅介護支援事業所
- ②特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業者
- ③小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型サービス事業者
- ④介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
- ⑤介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業者
- ⑥介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業者
- ⑦介護予防支援事業者
- ⑧地域包括支援センター
- ⑨看護小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型サービス事業者
- ⑩定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型サービス事業者

### 2 専任の介護支援専門員の従事期間

専任の介護支援専門員とは、常勤専従の配置の者であり介護支援専門員以外の職務に就いていない者とします。

ただし、居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとします。

施設の管理者に限り、兼務した期間も該当期間として算定できます。(管理者以外の職種との兼務は算定できません)

### 3 記入上の注意点

#### ①申込者が自書したものは、無効となります。(申込者≠作成担当者とする)

ただし、申込者と証明権限を有する者が同一の場合は、指定許可通知書・認可書等(受講申込者が法人代表者であり、また、業務従事期間を客観的に証明できる書類であること)の写しを添付してください。

- ②証明権限を有する者の代表者印の無いものは、無効となります(個人印不可)
- ③記入漏れや不明なものがあり、確認できない場合は、無効となります。
- ④訂正する場合は、証明権限を有する者の訂正印を押印してください。修正液等の使用による修正は、無効となります。
- ⑤異動等により複数の事業所での従事期間がある場合は、それぞれの事業所での実務経験証明書が必要です。その場合、この用紙をコピーして使用してください。